

第2次

と も
男女に笑顔でわかちあおう

はんぶんこプラン

～世羅町男女共同参画行動計画～

平成27年4月

世 羅 町

目 次

I	はじめに	1
II	世羅町の現状と課題	2
	(1) 「男女共同参画」への関心の低さ	2
	(2) 男性中心の地域社会構造	3
	(3) 家庭・地域での男女の役割分担の偏り	4
	(4) 地域社会への女性の参画の遅れ	5
	(5) 地域で活躍する女性の拡大	6
	(6) 職場における男女間格差の解消	7
	(7) 男女間における暴力への対応	8
III	めざす将来像	9
IV	施策の基本方針と実践方策	10
	(1) 家庭・地域における男女共同参画	10
	(2) 職場における男女の機会均等の促進	11
	(3) ワーク・ライフ・バランスの実現	12
	(4) 男女共同参画をリードする人材の育成	13
	(5) 男女間のさまざまな暴力の根絶	14
	資料編	15
	○世羅町はんぶんこプラン推進会議委員名簿	17
	○世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱	18
	○男女共同参画基本法	20
	○広島県男女共同参画推進条例	28
	○用語解説	33

I はじめに

この計画は、世羅町長期総合計画の部門計画として位置づけるとともに、男女共同参画社会づくりに向けて世羅町が取り組むべき方向性を示し、具体的施策の展開を実現することを目的としています。

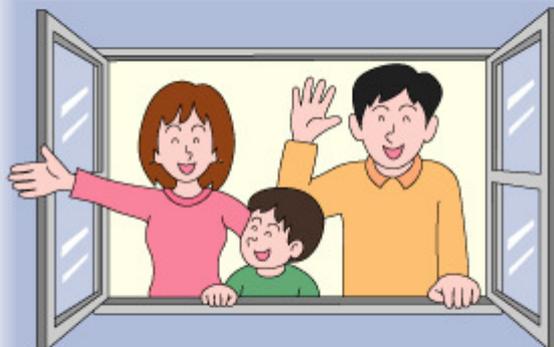
町民一人ひとりが尊重され、男女の性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するための行動計画です。

計画期間は、平成23年度～平成26年度の第1次計画期間に引き続いて、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

男女共同参画とは？

「男女共同参画」という言葉は、広島県男女共同参画推進条例では、以下のように定義されています。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。」

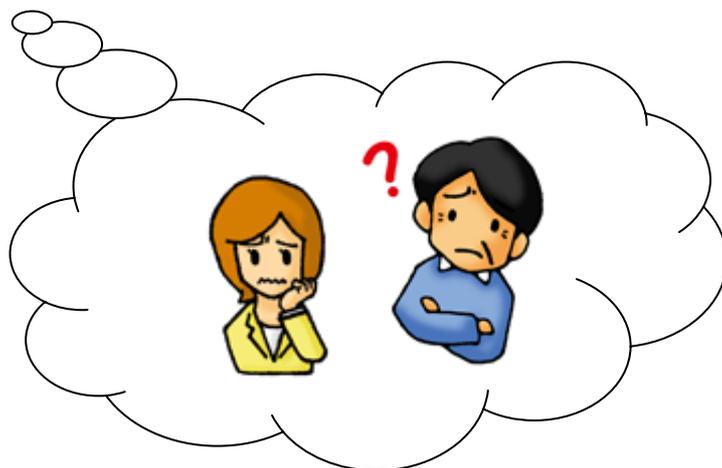


Ⅱ 世羅町の現状と課題

第1次計画を策定するために実施した調査により、世羅町の現状や住民の男女共同参画に対する意識の把握を行った結果、つぎのような現状と課題が明らかになっています。

(1) 「男女共同参画」への関心の低さ

これまでに世羅町が行ってきた男女共同参画に関する様々な取り組み（講演会、ワークショップなど）は、参加者が関心のある人に限定されるなど、まだまだ地域に浸透している状況とはいえません。今後は、住民の意識啓発に努め、男女共同参画社会の必要性をより分かりやすく伝えていくことで、町民全体としての活動につなげていくことが必要であると考えています。



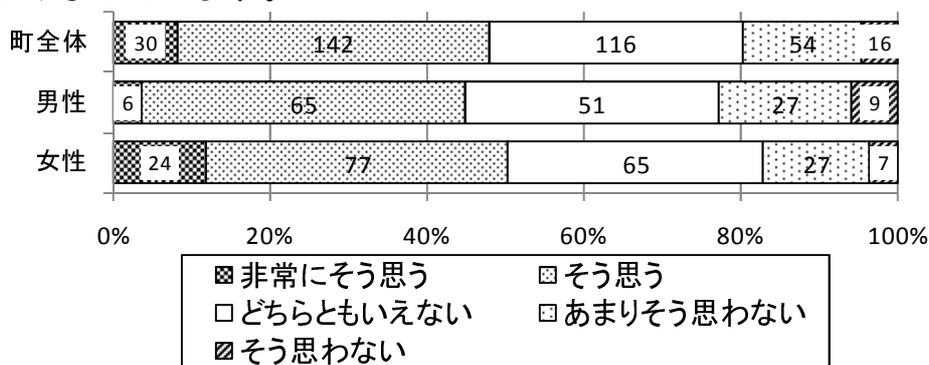
(2) 男性中心の地域社会構造

世羅町は、中山間地域に位置し、農林業などを中心とした社会構造となっています。

農村部においては、家長制など男性中心の社会構造が色濃く残っていたり、**男女の固定的な役割意識^{註2}**が根強く存在したりするなど、女性が意思決定などに参画しにくい傾向があります。

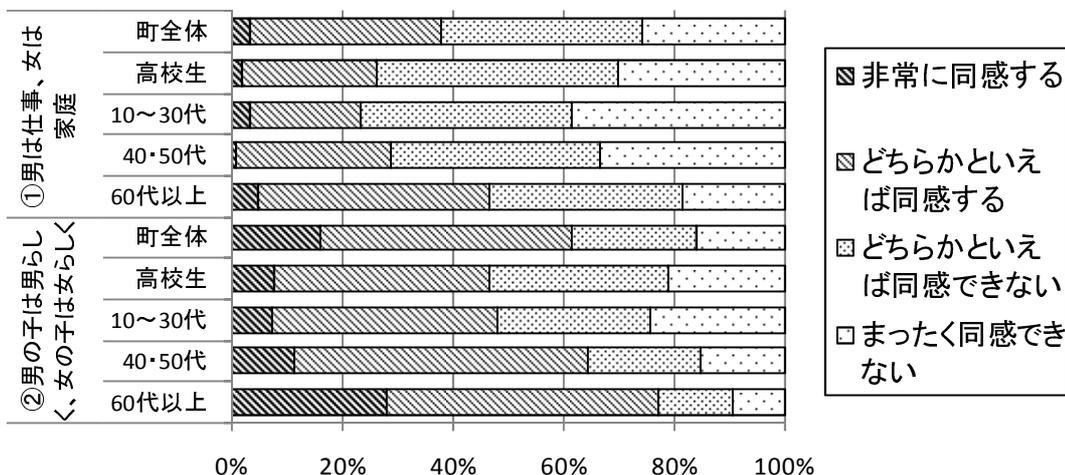
世羅町においても、男性中心の社会構造にあるという認識が強いものの、高齢者や男性にこうした現状に対する問題意識が低く、この問題解決の障害になっています。男女が共にいきいきと活躍できる地域社会をつくるためには、男性中心の地域社会構造からの脱却が必要であると考えています。

○世羅町全体のイメージとして、約半数の町民が「昔ながらの男性中心の社会意識が強い」と考えています。また、そう考える人は男性よりも女性の方が多くなっています。



世羅町全体のイメージ（昔ながらの男性中心の社会意識が強い）

○男女に関する固定的な意識とされている「男は仕事、女は家庭」や「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という考え方については、高校生や10～30代では肯定的な意見は比較的少ないものの、世代が高まるにつれて肯定的に評価される傾向があります。

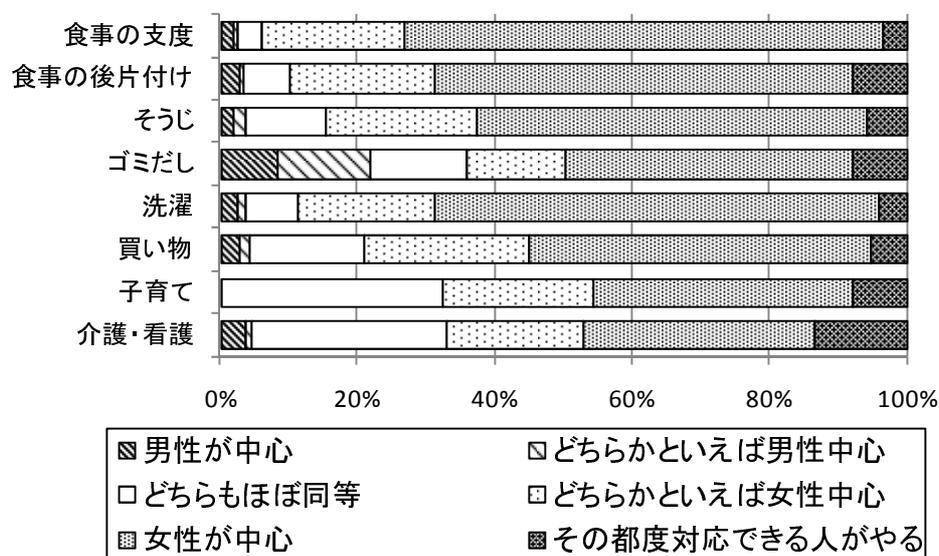


男女に関する考え方への評価

(3) 家庭・地域での男女の役割分担の偏り

男女が共同して活動できる地域をつくっていくためには、互いに家庭での役割を担いながら、地域における役割も果たすことができる時間の確保が必要です。しかし、現在の世羅町には、男女の固定的な役割意識が強く残っており、女性が家庭内での家事・育児・介護などを担い、男性が地域での活動を担うという傾向が強くなっています。

○家庭における家事の多くが女性中心で行われており、男性が家事を担う割合は非常に低くなっています。



家庭における家事の男女の役割分担

こうした状況を変えていくためには、家事・育児・介護などの家庭での役割を男女が適切に分担しながら、共に地域での役割も担う環境づくりが必要です。

そのためには、家事・育児・介護などに不慣れな男性が家庭内での役割分担をしやすいように、家事などの基礎を学ぶ機会を提供することが考えられます。特に、高齢化が進展する中で、家事などをしてこなかった高齢の男性が配偶者の介護をすることになった場合や、一人暮らしとなった場合の生活支援としても重要です。

(4) 地域社会への女性の参画の遅れ

男性中心の地域社会構造が色濃い世羅町においては、地域の意思決定の場への女性の参画が非常に遅れています。こうした状況は、委員会や審議会の委員、町議会議員、住民自治組織の役員等で女性の割合が低いことなどが物語っています。

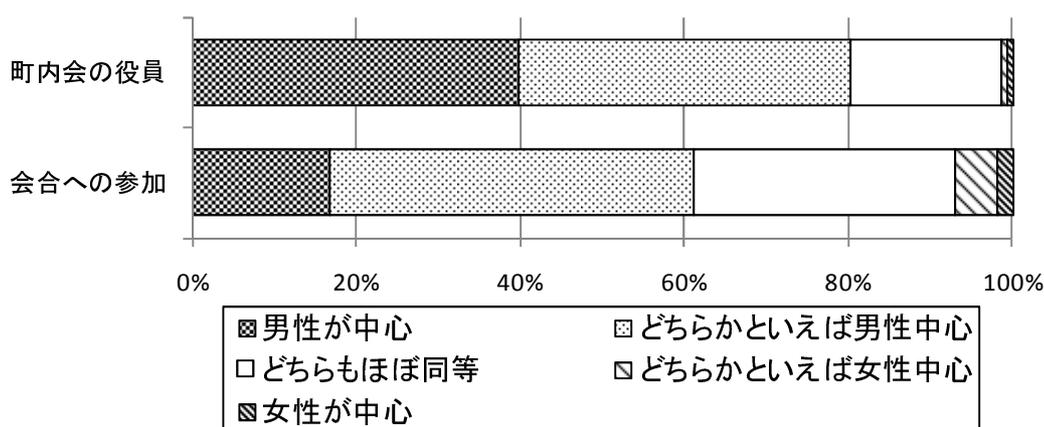
こうした状況の原因は、家族の理解不足などにより、女性が地域社会に出ていけない環境にあると考えられます。また、女性も長年の慣習の中で、女性は公的な役割を担わない、公的な場で発言しないことを当然のことと考えている人が多いため、地域や職場において女性リーダーが生まれにくい環境になっていると考えられます。

こうした状況を打開していくためには、女性がより地域社会へ参画しやすくなるように、家庭内での家事などを分担することや、地域における各種役員に女性を登用するなどの**ポジティブアクション**^{注3}の導入などが必要です。

また、世羅町において急速に進行している少子高齢化に伴い人口が減っていくなかで地域の活力を維持していくためには、男女を問わず地域住民の力を結集し、様々な活動を支える人材を確保していくことが必要となります。

今後、より多くの人々が地域づくりに参画していくためには、意思決定段階から男女が共同し、男女双方の意見が反映される地域の仕組みづくりが必要です。

○「町内会の役員」や「会合への参加」はほとんどが男性の役割となっており、意思決定の場への女性の参画はきわめて少なくなっています。



地域活動における男女の役割分担

(5) 地域で活躍する女性の拡大

最近では、6次産業ネットワークなど、男女が協同で活動している事例も多くみられるようになってきました。こうした活動の多くは、女性の視点を活かした地域資源活用などの事例で、地域活性化の重要な源泉となっています。

地域で活躍する女性をさらに増やしていくためには、人材の発掘、リーダーの育成、さらには女性の意見が地域社会の中で反映され、女性が活躍できるチャンスが与えられる環境・仕組みを男女が一緒になって形成していくことが必要であると考えます。

○世羅高原6次産業ネットワークにおける女性の活躍

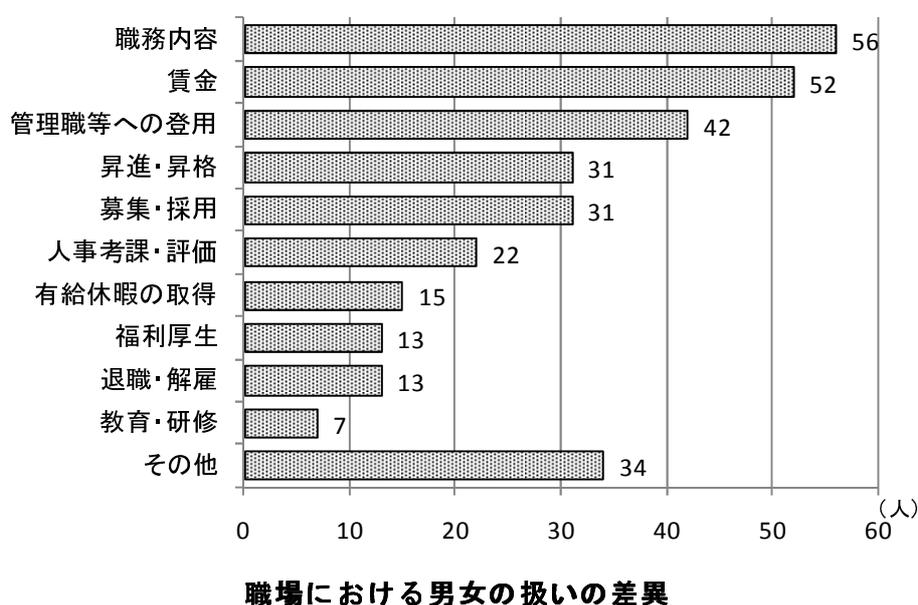
「せら夢公園」を拠点として、地域の生産者（果樹・花農園）、産直市場、女性起業家等、地域の農業資源・人材をネットワーク化し、活動する世羅高原6次産業ネットワークは、女性の感性を活かし、商品開発や観光関連イベントの開催、地域PR活動などに力を発揮し、男性も女性も協力しあって本町の活性化に大きく貢献しています。



(6) 職場における男女間格差の解消

男女雇用機会均等法の施行などにより、雇用における男女の差別的な取り扱い、制度上はなくなってきましたが、実態では様々な処遇の違いなどがあり、改善すべき課題も多くあります。世羅町においても、職場環境における男女間の格差は、給与や昇進・処遇面で感じられており、改善が求められています。

○世羅町の職場内では、「職務内容」や「賃金」、「管理職の登用」などで男女間の処遇の格差を感じる人が多くなっています。



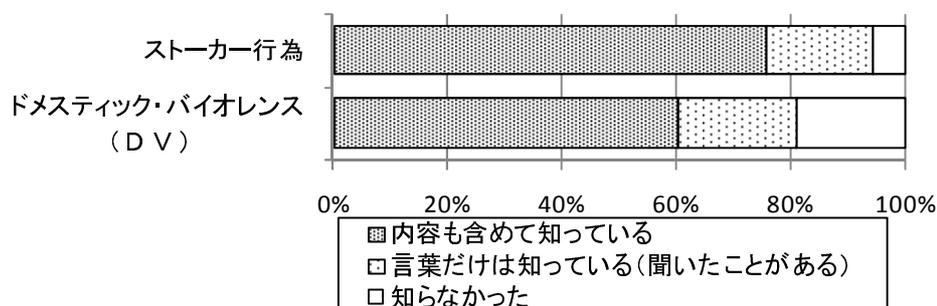
また、職場における**セクシュアル・ハラスメント**^{注4}は、認知度の高まりとともに男女ともに配慮した行動がとられるようになってきていますが、身近な男女関係の中で発生しやすい問題でもあり、さらなる意識啓発などの対応が求められます。

こうした取り組みを進めていくためには、民間事業者への法律などの周知を図り、個々の職場環境の整備を促進するとともに、育児・介護支援などの女性の働きやすい環境づくりや、男女がともに**ワーク・ライフ・バランス**^{注5}を実現できるような環境づくりに官民協働で取り組むことが必要であると考えています。

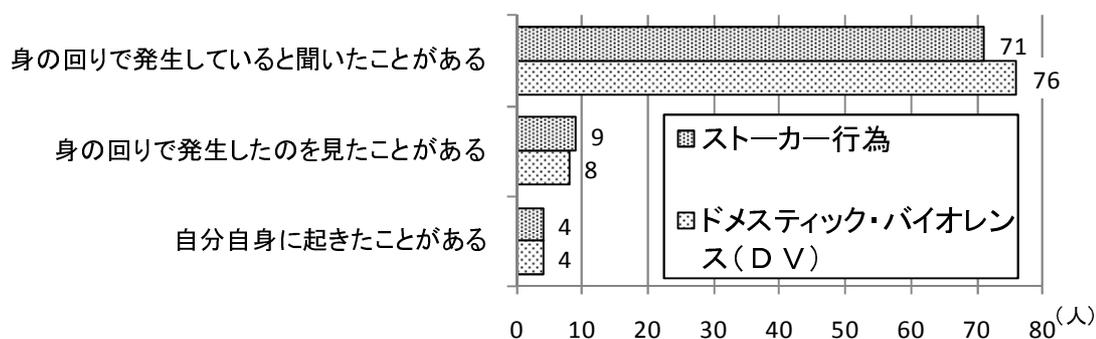
(7) 男女間における暴力への対応

近年、ストーカー行為^{註6}やDV^{註7}といった男女間における暴力が問題となっています。これらは男女の尊厳を暴力などにより踏みにじる行為でありながら、多くが家庭内や限られた人間関係の内部で発生する問題であるため表面化しにくくなっています。今後、こうした問題への対応は、個人レベルで解決できないものになる可能性もあり、地域全体として対応していくべき課題であると考えています。

○「ストーカー行為」や「DV」の言葉の認知度は比較的高くなっています。また、アンケート調査の範囲だけでも、「ストーカー行為」や「DV」が町内で生じていることが分かります。



「ストーカー行為」や「DV」の認知度



「ストーカー行為」や「DV」の発生の認知状況

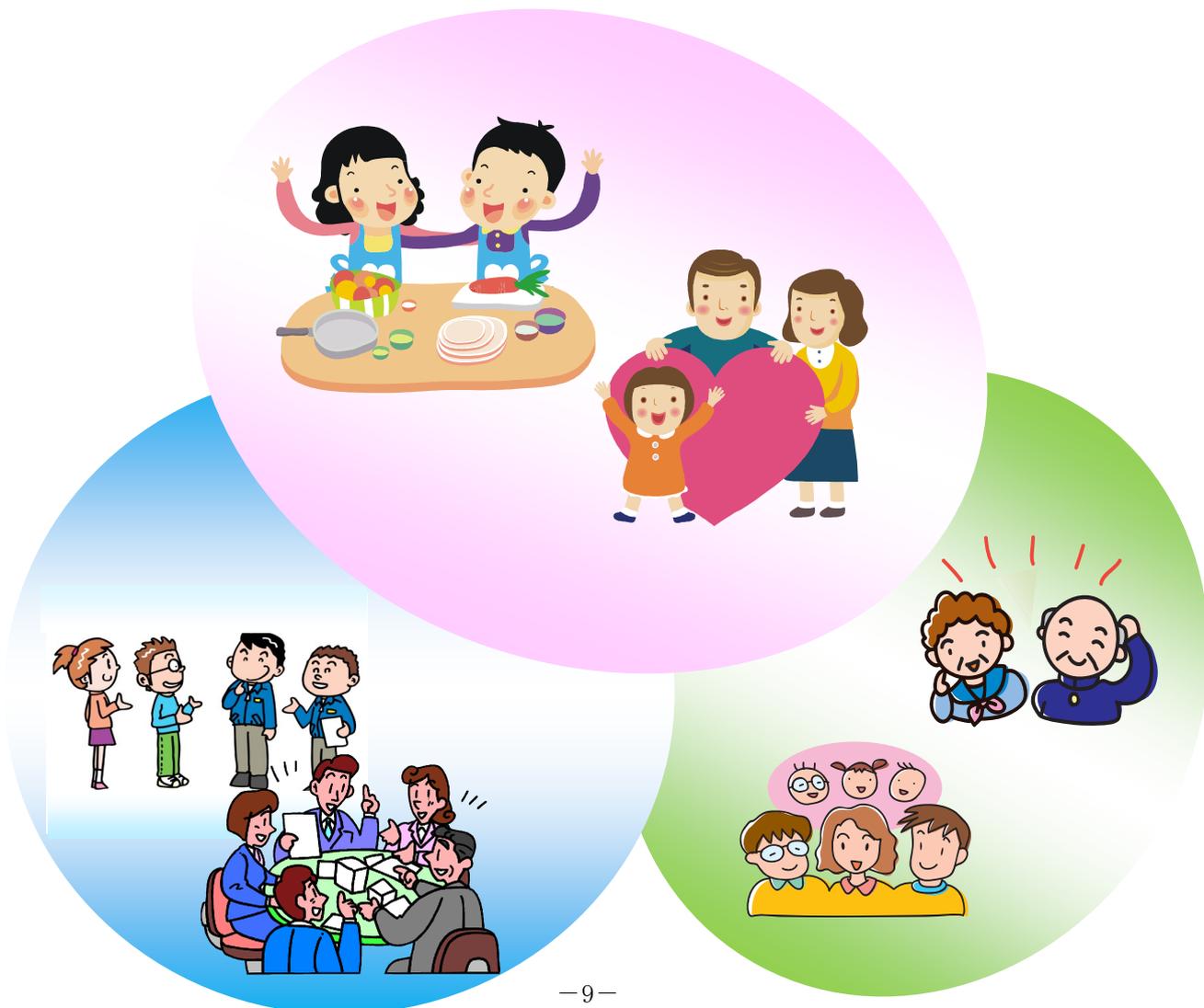
Ⅲ めざす将来像

こうした現状と課題をふまえ、世羅町で男女共同参画社会づくりを進めていくためのキャッチフレーズを「男女に笑顔でわかちあおう」としました。これは、男女の性別に関わりなく、家庭のことも地域のこともいっしょにやっいていこう、お互いに理解しあい、協力・分担していこうというメッセージを込めたものです。

この計画を基に、町民一人ひとりが尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる町をめざします。

まず、個人としての男女が互いに尊重しあい、そのうえで、家庭や地域、職場における男女の固定的な役割分担意識を改善し地域・職場における慣習が見直されるよう、町民全体での意識改革が必要です。

なお、めざすべき将来像について、上記キャッチフレーズで町民に対し、アピールしていくとともに、この計画が町民にとって馴染みやすいものになるよう、「はんぶんこプラン」という通称で呼ぶことで、具体的な取り組みが町全体に浸透するよう、取り組んでいきます。



IV 施策の基本方針と実践方策

－「はんぶんこプラン」のねらいとすすめ方－

(1) 家庭・地域における男女共同参画 (男女に家庭も地域もはんぶんこ)

【施策の基本方針（ねらい）】

家庭や地域において根強く残る男女の役割の区別や地域の習慣を見直し、男女間で不平等だという感情がなくなるようにします。

男女が家庭においても地域においても、それぞれが責任を持って活動できる社会を構築するため、男女が互いに尊重しあい、家庭・地域における役割を分かち合える関係づくりを推進します。

【実践方策（すすめ方）】

①「ひと」として「個」を尊重します

講演会・ワークショップの開催 など

②ポジティブアクションを導入します

行政施策等における女性の社会参加機会の拡大 など

③学習機会を提供します

振興区等での男女共同参画に関する勉強会、女性の意識改革講座、男性料理教室、父親学級、子育て教室、男性介護教室、健康増進講座 など

④女性の地域活動への積極的な参画機会を提供します

各種地域役員の女性枠の設定、女性部会等の組織化、地域で活動する女性を支援するネットワークの形成 など



家庭・地域を変えるきっかけ（みなさんにできること）

【まずは「知ること」、そして身近な人と「話し合うこと」】

「男女共同参画」といわれると堅苦しく、難しい問題におもえるかもしれませんが、でも、家庭や地域は、常に男女が関わることで成り立っています。

まずは男女が人として尊重しあえるには何が問題で、何ができるのか、それを「知ること」からはじめてみてはいかがでしょうか。そして、その話題を身近な人と「話をしてみること」で次への展開につなげてみてはいかがでしょうか。それだけで家庭や地域の男女の関わりが変わるきっかけになるはずです。

そのサポートとして、講演会やワークショップ、自治振興区毎の勉強会など様々な機会を通じて、「知る」機会、「話し合う」機会を創出していきます。みなさんには、そうした機会に積極的にご参加いただき、一緒に考えてもらうことを期待しています。

(2) 職場における男女の機会均等の促進

(男女に認め合える働き場)

【施策の基本方針（ねらい）】

少子高齢化・人口減少が進む中で、労働力不足の解消として、男女が平等に働き続けることのできる環境づくりが必要です。

男女がともにその能力を認め合い、お互いに働きやすい環境をつくっていくために、男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）の基本理念にのっとり、男女で働く機会や仕事での昇進などに格差をつけないよう、役場・企業等が一体となった取り組みを進めます。

【実践方策（すすめ方）】

①企業への意識啓発を行います

商工会、J A、地域企業等の関係主体と連携した意識啓発活動の実施 など

②男女共同参画社会づくりを支える各種制度の導入を促進します

女性管理職の登用制度の導入促進、育児休暇・介護休暇等の制度導入の促進 など

③セクシュアル・ハラスメントへの対応体制を確立します

企業等におけるセクシュアル・ハラスメント対策の導入促進、セクシュアル・ハラスメント対策講座等の開催 など



職場を変えるきっかけ（みなさんにできること）

【女性が活躍できるチャンスのある職場づくり】

労働基準法や男女雇用機会均等法など、職場における男女の平等を定めた法整備は進んできましたが、実際の職場や雇用環境においては、女性が男性と比較して不利な環境におかれている事例が多くみられます。

このように、女性に不利な職場環境であっても、そこには有能な女性が存在したり、新たなビジネスチャンスを生み出す発想を持った女性が存在したりします。

こうした職場に埋もれた可能性を引き出すためには、職場で女性が活躍できるチャンスを創出すること、そして、女性はそのチャンスに積極的にチャレンジできる環境づくりを進めることが大切です。

こうした女性の活躍は、きっと職場に発展や改善をもたらし、新たな活力の創出につながると考えられます。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現 (男女に楽しめる仕事と暮らしのバランス)

【施策の基本方針（ねらい）】

少子高齢化、核家族化が進む中で、家庭生活では、男女が、仕事・家事・育児・介護などに協力して取り組める環境整備が必要となっています。

町民一人ひとりが、家庭・地域・職場での役割をバランスよく果たしていけるライフスタイルを実現するため、役場・企業などが協働し、町民が人生を楽しむための環境づくりを推進します。特に、従来から職場中心の意識・ライフスタイルとなっている男性の意識改革を支援します。

【実践方策（すすめ方）】

- ①男女それぞれの働き方の見直しを支援します

ワーク・ライフ・バランス講座などの学習機会の提供 など

- ②企業等における勤務体制の見直しを促進します

育児・介護休業の制度化及び取得しやすい環境づくり、育児・介護休業から復帰しやすい環境づくりの促進 など

- ③町民のライフスタイルに対応した子育て支援、介護支援の充実を図ります
保育園等の時間延長、放課後児童クラブ（小学校1年～3年対象18時まで）等の充実、デイケア・高齢者短期入所など介護事業の充実、子育て世帯、介護世帯への相談体制の充実 など



ワーク・ライフ・バランスが地域に根付くきっかけ（みなさんにできること）

【自らの「ワーク・ライフ・バランス・デー」の設定による生活時間の確保】

会社によっては、「ノー残業デー」などを設け、定時退社を推奨している職場もありますが、実践できている人が少なかったり、職場の人との親睦などにその時間が使われるなど、家族との時間や自分自身の健康やリフレッシュ、自己実現のための学習機会の確保、生活を充実させる時間として活用されていないという問題があります。

ワーク・ライフ・バランスを根付かせていくためには、まずはそれぞれ個人が、「家族との時間」または「自分の時間」の重要性を認識し、必ず仕事以外に自分にとって「必要な時間」を確保するという意識が必要です。そのために、仕事に支障の出ない範囲で週1日程度「ワーク・ライフ・バランス・デー」を自ら設定し、必ずその日は、仕事ではなく、家族や自分のための生活時間として使うことから始めてはいかがでしょうか。

(4) 男女共同参画をリードする人材の育成 （「はんぶんこプラン」リーダーづくり）

【施策の基本方針（ねらい）】

人々の価値観が多様化する中で、地域の活力を維持・向上していくためには、多様な価値観を受け入れ、実践していく体制整備が必要です。町民の多様な意見を地域づくりに活かしていくためにも、「はんぶんこプラン」を地域に根付かせるためのリーダーを発掘・育成し、男女がいっしょに地域づくりに参画できる環境づくりを進めるとともに、それぞれのリーダーの連携を図り、新たな地域活動の展開を導き出せるように支援します。

【実践方策（すすめ方）】

①地域活動をリードする女性を育成・支援します

地域各種役員への女性の登用、活動的な女性グループへの支援、女性リーダー育成研修の開催、活躍する女性リーダーの紹介、農林業の6次産業化などによる女性起業家の支援、男女共同参画に関心の高い町民のネットワーク化(組織化) など

②男性の意識改革を促進します

女性が地域活動に参加しやすい家庭環境づくり、地域組織等における女性の役割の拡大 など

③女性の意思決定過程への参画を促進します

各種委員会・審議会、主要団体役員への女性の登用 など



女性が活躍できる地域づくりのきっかけ（みなさんにできること）

【地域活動に女性を送り出す家庭環境づくり】

世羅町においては、多くの女性が炊事・洗濯・子育て・介護などの家事労働に時間をとられ、地域活動等に参加する時間的余裕がなくなっています。そのため、女性の意見が地域に反映されにくく、活躍の場も狭められていると考えられます。

このような状況を変えていくためには、女性が地域の寄合や勉強会、研修会などに参加できるよう、家族で家事分担を行い、女性に時間的余裕を創出し、家庭から地域に送り出せる家庭環境づくりが大切です。

女性が地域に出て活動するようになれば、その中から、地域をリードする、新たな人材が生まれてくることが期待されます。

(5) 男女間の暴力の根絶

【施策の基本方針（ねらい）】

男女関係や家庭内における暴力は外部からは気づきにくい場合が多く、近年、様々な場面で社会問題化しているため、より積極的な対応が必要となっています。

暴力はそれが男女関係や家庭内であっても明確な人権侵害であり、許されない行為であるとの認識を広く地域に根付かせることで問題発生の予防に取り組むとともに、問題が発生した時の被害者への相談体制、保護、その後の支援体制の構築を推進します。

【実践方策（すすめ方）】

①地域内におけるDV、デートDV、ストーカー行為等の情報収集の充実を図ります

民生委員等を通じた情報収集、関係機関の連携による予防体制の構築 など

②問題発生時における相談、保護などの体制を整備します

関係主体が連携した相談体制の構築、広域によるシェルター整備 など



男女間の暴力の撲滅に向けたきっかけ（みなさんにできること）

【周囲の目で防止するDV対応】

男女間の暴力（DV）は家庭内など、他人からは見えないところで発生することが多く、その事象の発生を気づきにくいのが大きな問題となっています。

しかし、DVを防止していくためには、被害にあっている人の変化を周囲の人が気づき、支えてあげることが重要です。

男女間の暴力に関連する兆しがあれば、気づいた知人や近隣の人が被害者に声をかけ、相談にのったり、専門機関（町、県の窓口など）を紹介するなどの対応を心掛けることが必要です。また、周囲の人も、自らその問題を抱え込まず、専門機関へその状況を相談することも重要です。

このように、地域内で相互に見守り、相談できる人間関係の構築が男女間の暴力撲滅に効果があると考えられます。

資 料 編

○世羅町はんぶんこプラン推進会議委員名簿	17
○世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱	18
○男女共同参画基本法	20
○広島県男女共同参画推進条例	28
○用語解説	33

世羅町はんぶんこプラン推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

(第1期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)

氏名	所属
後 由美子	はんぶんこプラン策定委員
岡 田 恭 子	世羅町社会福祉協議会
岡 本 明 美	ひろしま女性大学
門 脇 平 吉	世羅町6次産業ネットワーク協議会
栗 原 芳 枝	はんぶんこプラン策定委員
貞 森 智津子	男女共同参画ワークショップ
安 井 礼 子	世羅町農業委員
米 重 典 子	世羅町で、楽しい子育てを考える会実行委員会
和 泉 美智子	世羅町産業観光課
金 藤 雅 子	世羅町子育て支援課
亀 迫 正 樹	世羅町総務課
森 三 枝	世羅町福祉課
山 田 信 夫	世羅町教育委員会社会教育課

(第2期：平成25年4月1日～平成27年3月31日)

氏名	所属
生 田 そのえ	世羅町人権擁護委員
加 藤 雅 彦	広島県立世羅高等学校
梶 川 和 昭	尾道市農業協同組合
貞 森 智津子	男女共同参画ワークショップ
島 田 始 征	世羅町商工会
徳 光 紗 代	世羅町で、楽しい子育てを考える会実行委員会
七ツ河 克 重	津久志自治センター
春 田 麻 美	世羅町社会福祉協議会
安 井 礼 子	世羅町農業委員会
米 重 典 子	世羅町議会

世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱

平成23年5月30日告示第181号

改正

平成24年12月21日告示第261号

世羅町はんぶんこプラン推進会議要綱

(設置)

第1条 世羅町男女共同参画行動計画（以下「はんぶんこプラン」という。）の円滑な推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指したまちづくりを推進するため、世羅町はんぶんこプラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌し、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) はんぶんこプランの実施及び進捗状況の調査に関する事。
- (2) 男女共同参画社会形成のために必要な諸施策の調査研究に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業の推進に関する事。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 町長は、委員の委嘱に当たり、男女の人数が均衡するよう配慮するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成24年12月21日告示第261号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年 7月16日法律第102号
同11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務

を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して

講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並

びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日条例第42号
改正

平成17年7月6日条例第37号

広島県男女共同参画推進条例をここに公布する。

広島県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 1 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

番号	用語	解説	掲載ページ
注 1	ワークショップ	近年、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている体験型の問題解決やトレーニングの手法。司会進行役（ファシリテーター）が、参加者が自発的に意見を出し合える環境をつくり、参加者全員が共通のテーマに対して協議、作業などを一緒に行うことで、共通認識を形成していくのが一般的な運営形態。	2 P
注 2	男女の固定的な役割意識	「男は仕事、女は家庭」や「男の子は男らしく、女の子は女らしく」といった考え方。	3 P
注 3	ポジティブアクション	男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、特定の機会を積極的に提供すること。形式的な法の下での平等を認めても慣行や偏見により格差はいつまでも解消しないので、一定の有利な措置を設ける、積極的に格差是正を図る手法。	5 P
注 4	セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。 特に、雇用の分野においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。	7 P
注 5	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。	7 P

注 6	ストーカー行為	恋愛感情などの好意の感情やその感情が満たされなかったことへの恨みなどの感情を満足させるために、本人およびその身近な配偶者・親族などに対し、つきまといや監視、名誉を傷つける、場合によっては危害を加えるなどを行うこと。	8 P
注 7	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)	配偶者（婚姻の届出をしていない事実婚や元配偶者も含む）からの心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力）や性的暴力なども含む多様な暴力のことです。 また、交際中のカップルの間で起こる暴力のことをデートDVと言います。	8 P